

○国土交通省令第七号

船員法（昭和二十二年法律第百号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二十九条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル）の単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの）二葉</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。</p>	<p>第二十九条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦五・五センチメートル、横四センチメートル）の単独、無帽、かつ、正面上半身のもので台紙にはらないもの）二葉</p> <p>②～⑦（略）</p> <p>⑧ 指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。</p>

（水先法施行規則の一部改正）

第二条 水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の二 水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上三分身、脱帽、正面で申請前六月以内に撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第一条の二 水先人の免許を受けようとする者は、第一号様式による申請書に写真（単独、上半身、脱帽、正面で申請前六箇月以内に撮影した名刺形台紙なしのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。次項、第五条第一項及び第九条第二項において同じ。）二葉及び次に掲げる書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

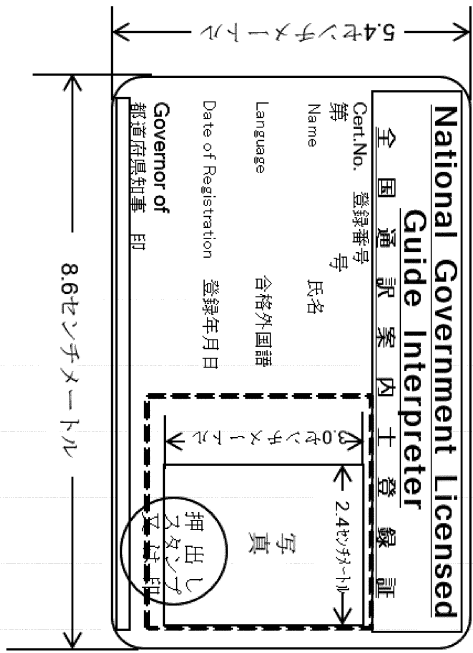
(通訳案内士法施行規則の一部改正)
 第四条 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

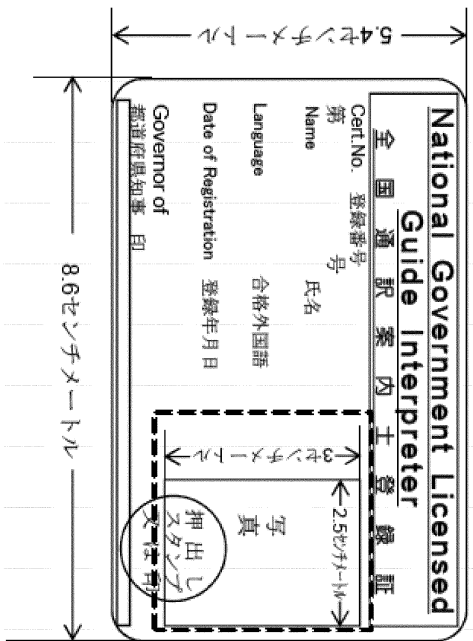
改正前

(登録の申請)
 第十六条 (略)
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一〜三 (略)
 四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。)二葉
 五 (略)
 3 (略)
 第五号様式(第十六条関係)

(登録の申請)
 第十六条 (略)
 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一〜三 (略)
 四 写真(最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。)二葉
 五 (略)
 3 (略)
 第五号様式(第十六条関係)



(表面)



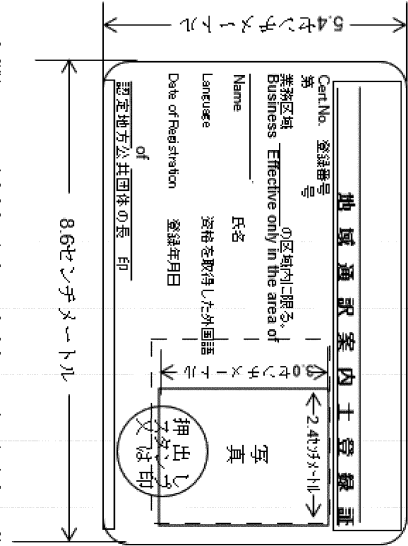
(表面)

(裏面)
(略)

(裏面)
(略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)

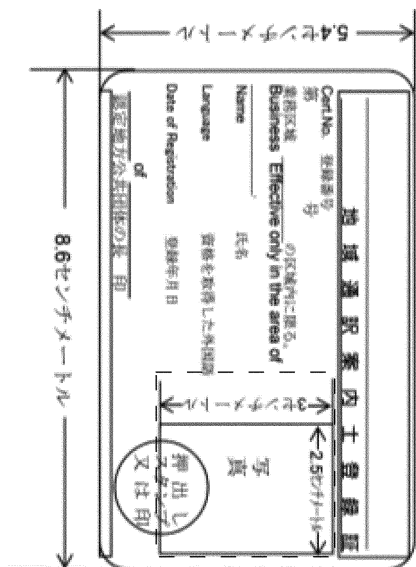


(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

第十二号様式 (第三十七条関係)

(表面)



(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面) (略)

(建築士法施行規則の一部改正)

第五条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(免許の申請)	(免許の申請)
第一条の五 (略)	第一条の五 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。</p>	<p>3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「二級建築士免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。</p>

<p>(受験申込書)</p> <p>第十五条 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に、脱帽して正面から撮影した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受験申込書)</p> <p>第十五条 一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請前六月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第六条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(建築基準適合判定資格者検定の受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(海事代理士試験規程の一部改正)
第七条 海事代理士試験規程（昭和二十六年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>第四条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前六月以内に撮影した写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局の長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局の長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第四条 試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に備え付けてある受験願書に受験希望地その他の所要事項を記入し、これに出願前六月以内に撮影した名刺型写真（脱帽上半身のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて、受験希望地を管轄する地方運輸局の長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。ただし、第一条第三項の規定により筆記試験の免除を受けようとする者は、地方運輸局の長を経由しないで国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--